⑶　一般送配電事業者が、広域系統整備計画に定める電気工作物の整備又は更新の実施（以下「地域間連系線の整備等」という。）を行う他の一般送配電事業者又は送電事業者に対して、地域間連系線の整備等に必要な費用を支払う場合における当該支払をする一般送配電事業者の各事業年度の収入金額から控除する収入金額を、地域間連系線の整備等に必要な費用に相当する金額に相当する収入金額とする。（附則第六条の二関係）

3　不動産取得税

⑴　新築住宅特例適用住宅及びその土地に係る課税標準の特例措置等の対象となる住宅の床面積要件の下限を四十平方メートル（特別区の特定都市再生緊急整備地域にある戸建て以外の貸家住宅を除く住宅にあっては、令和十三年三月三十一日まで五十平方メートル）（改正前は五十平方メートル（戸建て以外の貸家住宅にあっては、四十平方メートル））に改める。（第三十七条の十六、第三十七条の十七、第三十九条の二の四、改正令附則第三条関係）

⑵　既存住宅に係る課税標準の特例措置の対象となる住宅の床面積要件の下限を四十平方メートル（改正前は五十平方メートル）に改める。（第三十七条の十九関係）

⑶　診療所の開設者又は管理者が医療法に規定する区域のうち一定の区域において取得する診療所の用に供する一定の不動産に係る課税標準の特例措置について、その対象となる区域及び不動産の細目を定める。（附則第七条関係）

⑷　東日本大震災により耕作又は養畜の用に供することが困難となった農用地に代わるものとして取得された農用地に係る不動産取得税の特例措置について、その対象となる者の範囲の細目規定を廃止する。（附則第三十一条関係）

⑸　都市再生特別措置法に規定する認定事業者が認定計画に基づき取得する認定事業の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置について、その対象となる認定事業のうち事業区域の全部又は一部が特定都市再生緊急整備地域内にあるものの要件に事業区域内において整備される公共施設の用に供される土地の面積の当該事業区域の面積のうちに占める割合が百分の十以上であることを加える。（附則第七条関係）

⑹　新築住宅特例適用住宅及びその土地に係る課税標準の特例措置等について、適用対象となる一定の災害危険区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域又は浸水被害防止区域の区域内にある住宅のうち建替えにより新築された住宅の細目を定める。（第三十七条の十八関係）

4　自動車税

自動車税の環境性能割を廃止することに伴う所要の規定の整備を行う。（第二章第八節関係）

5　固定資産税及び都市計画税

⑴　日本貨物鉄道株式会社が取得した一定の新造車両に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象となる車両の細目規定を、必要な経過措置を講じた上、廃止する。（附則第十一条、改正令附則第六条関係）

⑵　農業協同組合等が取得し、かつ、農業経営基盤強化促進法に規定する一定の認定就農者の利用に供する一定の機械装置等に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象となる法人を追加する。（附則第十一条関係）

⑶　新築住宅及び新築中高層耐火建築住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象となる住宅の床面積の要件を四十平方メートル（特別区の特定都市再生緊急整備地域にある戸建て以外の貸家住宅を除く住宅にあっては、五十平方メートル）以上二百四十平方メートル以下（改正前は五十平方メートル（戸建て以外の貸家住宅にあっては、四十平方メートル）以上二百八十平方メートル以下）とする。（附則第十二条関係）

⑷　長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象となる住宅の床面積の要件を四十平方メートル（特別区の特定都市再生緊急整備地域にある戸建て以外の貸家住宅を除く住宅にあっては、五十平方メートル）以上二百四十平方メートル以下（改正前は五十平方メートル（戸建て以外の貸家住宅にあっては、四十平方メートル）以上二百八十平方メートル以下）とする。（附則第十二条関係）

⑸　河川法に規定する高規格堤防の整備に係る事業の用に供するため使用された土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が当該土地の上に取得する代替家屋に係る固定資産税の減額措置について、その対象となる代替家屋の床面積の要件を四十平方メートル以上二百四十平方メートル以下（改正前は五十平方メートル（戸建て以外の貸家住宅にあっては、四十平方メートル）以上二百八十平方メートル以下）とする。（附則第十二条関係）

⑹　高齢者等の居住の安全性及び高齢者等に対する介助の容易性の向上に資する一定の改修工事が行われた住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象となる住宅の床面積の要件を四十平方メートル以上二百四十平方メートル以下（改正前は五十平方メートル以上二百八十平方メートル以下）とする。（附則第十二条関係）

⑺　外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に資する一定の改修工事が行われた住宅に係る固定資産税の減額措置について、その対象となる住宅の床面積の要件を四十平方メートル以上二百四十平方メートル以下（改正前は五十平方メートル以上二百八十平方メートル以下）とする。（附則第十二条関係）

⑻　耐震改修が行われた住宅のうち、認定長期優良住宅に該当することとなったものに係る固定資産税の減額措置について、その対象となる住宅の床面積の要件を四十平方メートル以上二百四十平方メートル以下（改正前は五十平方メートル以上二百八十平方メートル以下）とする。（附則第十二条関係）

⑼　外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に資する一定の改修工事が行われた住宅のうち、認定長期優良住宅に該当することとなったものに係る固定資産税の減額措置について、その対象となる住宅の床面積の要件を四十平方メートル以上二百四十平方メートル以下（改正前は五十平方メートル以上二百八十平方メートル以下）とする。（附則第十二条関係）

⑽　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「高齢者移動等円滑化法」という。）に規定する特別特定建築物（以下「特別特定建築物」という。）に該当する一定の家屋のうち、主として実演芸術の公演の用に供する施設であることにつき証明がされ、かつ、一定の改修工事を行い、高齢者移動等円滑化法に規定する一定の基準に適合することにつき証明がされたものに係る固定資産税及び都市計画税の減額措置について、その対象となる特別特定建築物の細目規定を廃止する。（附則第十二条の二関係）

⑾　令和六年能登半島地震により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地で令和五年度分の固定資産税について住宅用地に係る課税標準の特例措置の適用を受けたもののうち、家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地について、令和八年度又は令和九年度に係る賦課期日において住宅用地として使用することができないと市町村長が認める場合に限り、当該土地を住宅用地とみなして固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置等の地方税法の規定を適用する措置について、その対象となる土地の所有者の範囲を令和五年度に係る賦課期日における当該土地の所有者、当該所有者が個人である場合におけるその相続人その他の者とすること等の細目を定める。（附則第十二条の四関係）